

指定給水装置工事事業者制度に係る 主な論点及び意見

- 更新時に確認することが可能な事項
- 指定の有効期間（更新サイクル）
- 水道利用者への情報提供のあり方と更新時確認事項の活用
- 研修・講習会の内容、受講しやすい環境の整備
- 水道事業者における、指定の取消し等の処分基準の整備に係る支援

（主な意見）

- ・ 更新制は必要。LPガスの販売について、公正取引委員会と連携し、「LPガス販売指針」が策定されたように、指定給水工事事業者制度の場合にも、事業者指針を作るべき。
- ・ 配管技能者の配置促進、技能者の養成、新任技術者の講習会受講については、実効性を担保する方策を検討すべき。
- ・ 利用者の利便性向上の観点から、事業者選定のポイントや、契約に当たり確認すべき情報、トラブル発生時の対処等に関して、情報提供を充実させることが必要ではないか。